

## 食品衛生法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 食品衛生法の一部改正（第一条から第三条までによる改正関係）

#### 一 目的の改正

この法律の目的を、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることに改めること。（第一条関係）

#### 二 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の責務

1 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならないこととする。（第二条第一項関係）

2 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこととすること。（第二条第二項関係）

3 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対し必要な技術的援助を与えるものとする。 （第二条第三項関係）

### 三 食品等事業者の責務

1 食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととす

ること。(第三条第一項関係)

2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならないこととする。 (第三条第二項関係)

3 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、2の記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となった販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならないこととする。 (第三条第三項関係)

#### 四 新開発食品等の販売禁止

1 厚生労働大臣は、一般に食品として飲食に供されている物であつて当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているものについて、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができることとする。 (第七条第二項

関係)

2 厚生労働大臣は、食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様からみて当該食品に当該被害を生ずるおそれのある一般に飲食に供されることがなかつた物が含まれていることが疑われる場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その食品を販売することを禁止することができることとする。 (第七条第三項関係)

3 厚生労働大臣は、1及び2の禁止に係る物又は食品に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除するものとする。 (第七条第四項関係)

## 五 販売等の禁止の対象となる獣畜の疾病等

1 食品として販売し、又は販売の用に供するために採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならないこととする獣畜又は家きんの肉等を、と畜検査の対象の疾病若しくは異常、食鳥検査の対象の疾病若しくは異常その他厚生労働省令で定める疾病若しくは異常があり、又はその疑いがある獣畜又は家きんの肉等とすること。 (第九条第一項関係)

2 販売の用に供するために食品として輸入してはならないこととする獣畜及び家きんの肉等を、輸出の政府機関によって発行された1に該当する肉等でないことを証する証明書等を添付したものの以外のものですること。（第九条第二項関係）

## 六 残留農薬等に係る基準等

1 農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質（人の健康を損なうおそれのないことが明らかなものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならないこととする。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第十一条第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでないこと。（第十一条第三項関係）

2 厚生労働大臣が農林水産大臣に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる場合として、厚生労働大臣が食品に残留する飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質の量の限度を定めるときその他必要があると認めるときを追加すること。（第十二条関係）

## 七 総合衛生管理製造過程

総合衛生管理製造過程に係る承認は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失うこととすること。（第十四条第一項から第四項まで関係）

## 八 監視指導指針

厚生労働大臣は、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導（以下「監視指導」という。）の実施に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとともに、指針の内容、変更及び公表に関し必要な事項を定めること。（第二十二条関係）

## 九 輸入食品監視指導計画

1 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとするとともに、輸入食品監視指導計画の内容、変更及び公表並びに当該計画の実施の状況の公表に關し必要な事項を定めること。（第二十三条関係）

2 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、食品衛生監視員に食品、添加物、

器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。 (第三十条第三項関係)

十 都道府県等食品衛生監視指導計画

1 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画(以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。)を定めなければならないとともに、都道府県等食品衛生監視指導計画の内容、変更及び公表並びに当該計画の実施の状況の公表に関し必要な事項を定めること。(第二十四条関係)

2 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならないこととする。 (第三十条第二項関係)

十一 命令検査の対象食品等

厚生労働大臣又は都道府県知事が検査を受けるべきことを命ずることができる食品、添加物、器具又は容器包装について、対象品目を政令で定めることを廃止すること。(第二十六条第一項から第三項まで関係)

十二 収去食品等の試験事務の登録検査機関への委託

厚生労働大臣又は都道府県知事等は、収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができることとする。 (第二十八条第四項関係)

十三 登録検査機関

命令検査を実施する検査機関について、現行の厚生労働大臣による指定制度を登録制度に改め、民法法人以外の法人も検査機関として登録を受けられることとともに、検査機関の登録及びその取消、財務諸表等の備付けその他登録検査機関の義務、登録検査機関の検査業務、厚生労働大臣の登録検査機関に対する監督等に関し必要な事項を定めること。 (第三十一条から第四十七条まで関係)

十四 食品衛生管理者

1 総合衛生管理製造過程の承認を受けた施設について、食品衛生管理者を置かなければならないこととする。 (第四十八条第一項関係)

2 食品衛生管理者は、施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分の違反の防止及び食品衛生上の危害の発生の防止のため、当該施設における



衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、必要な注意をするとともに、営業者に対し必要な意見を述べなければならぬこととする。 (第四十八条第四項関係)

3 営業者は、その施設に食品衛生管理者を置いたときは、2による食品衛生管理者の意見を尊重しなければならぬこととする。 (第四十八条第五項関係)

4 食品衛生管理者に係る養成施設及び講習会について、厚生労働大臣による指定制度を登録制度に改めること。 (第四十八条第六項及び第四十九条関係)

十五 輸入業者に対する営業禁停止処分

厚生労働大臣は、営業者(食品、添加物、器具及び容器包装を輸入する人又は法人に限る。)がこの法律の関係規定に違反した場合等においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができることとする。 (第五十五条第二項関係)

十六 保健所長による調査及び報告

保健所長が調査しなければならない場合として、現行の医師から届出を受けたときに加え、その他食中毒患者等が発生していると認めるときを定めるとともに、当該調査結果等に係る都道府県知事等及び

厚生労働大臣に対する報告に関し所要の規定を整備すること。（第五十八条関係）

十七 大規模・広域な食中毒の発生時等における厚生労働大臣による調査の要請等

厚生労働大臣は、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は食中毒患者等が広域にわたり発生し、若しくは発生するおそれがある場合であつて、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要するときは、都道府県知事等に対し、期限を定めて、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するよう求めることができることとする。（第六十条関係）

十八 国民等の意見の聴取

1 厚生労働大臣は、新開発食品等の販売禁止、販売等の禁止の対象となる獣畜の疾病、添加物等の販売等の禁止の適用除外、食品等の規格基準、食品等の表示基準、指針、輸入食品監視指導計画等を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見を求めるいとまがないときは、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。（

第六十四条第一項及び第三項関係）

2 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないこととする。 (第六十四条)

第二項関係)

3 厚生労働大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施策に国民又は住民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、当該施策の実施状況を公表するとともに、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならないこととする。 (第六十五条関係)

十九 罰則

法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して、表示義務違反行為をした場合等について、行為者を罰するほか、法人に対して一億円以下の罰金刑を科することその他必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うこと。 (第七十一条から第七十九条まで関係)

二十 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二一 と畜場法の一部改正 (第四条から第六条までによる改正関係)

一 題名の改正

この法律の題名を「と畜場法」に改めること。

二 目的の改正

この法律の目的を、と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ることに改めること。

第一条関係)

三 国、都道府県及び保健所を設置する市の責務

国、都道府県及び保健所を設置する市は、家畜の生産の実態及び獣畜の疾病の発生の状況を踏まえ、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために必要な措置を講じなければならないこととする。 (第二条関係)

四 と畜場の衛生管理及び獣畜のとさつ及びと畜業者等の講ずべき衛生措置

1 と畜場の設置者又は管理者は、厚生労働省令で定める基準に従い、と畜場を衛生的に管理しなければならないこととする。 (第六条関係)

2 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」という。）は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、厚生労働省令で定める基準に従い、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理しなければならないこととする。 （第九条関係）

## 五 衛生管理責任者

1 と畜場の管理者（と畜場の管理者がいないと畜場にあつては、と畜場の設置者）は、自ら衛生管理責任者となつて管理すると畜場を除き、と畜場を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、衛生管理責任者を置かなければならないこととする。 （第七条第一項関係）

2 衛生管理責任者は、と畜場の衛生管理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、と畜場の構造設備を管理し、その他必要な注意をするとともに、と畜場の設置者又は管理者に対し必要な意見を述べなければならないこととする。 （第七条第二項及び第三項関係）

3 と畜場の設置者又は管理者は、2による衛生管理責任者の意見を尊重しなければならないこととする。 （第七条第四項関係）

4 衛生管理責任者の資格その他必要な事項を定めること。（第七条第五項から第七項まで及び第八条関係）

#### 六 作業衛生責任者

1 と畜業者等は、自ら作業衛生責任者となって管理すると畜場を除き、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、作業衛生責任者を置かなければならないこととする。（第十条第一項関係）

2 五の2から4までは、作業衛生責任者について準用することとする。（第十条第二項関係）

#### 七 と畜場外における獣畜のとさつ

と畜場外において獣畜のとさつができる場合のうち、遠洋航路を航行する船舶内で船員、船客等の食用に供する目的でとさつする場合を削除すること。（第十三条第一項関係）

#### 八 と畜検査中の獣畜の肉等のと畜場外への持ち出しに係る例外

と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮について、と畜検査のため必要があると認められる場合において都道府県（保健所を設置する市にあっては、市。十一において同じ。）の職員が持

ち出すとき、又は厚生労働省令で定める疾病の有無の検査を行う場合において都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長。九、十二及び十三において同じ。）の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるときは、と畜場外に持ち出すことができることとする。こと。（第十四条第三項関係）

九 都道府県知事及び厚生労働大臣によると畜検査

と畜検査のうち、政令で定める疾病の有無に係るものについては、政令で定めるところにより、都道府県知事及び厚生労働大臣が行うこととする。こと。（第十四条第五項関係）

十 と畜検査の検査対象疾病等

と畜検査は、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病、届出伝染病その他厚生労働省令で定める疾病並びに潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常の有無について行うこととする。こと。（第十四条第六項関係）

十一 と畜検査員

都道府県に置かれると畜検査員に関し所要の改正を行うこと。（第十九条第一項関係）

十二 都道府県等食品衛生監視指導計画に基づく検査及び指導

都道府県知事は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、と畜検査員にと畜検査の事務等を行わせなければならないこととする。 (第十九条第二項関係)

十三 厚生労働大臣の調査の要請等

厚生労働大臣は、第一の十七の要請を行った場合その他食品衛生上の危害の発生の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、期限を定めて、と畜検査、報告徴収の実施等を求めることができることとする。 (第二十条関係)

十四 国民の意見の聴取

厚生労働大臣は、と畜検査の対象疾病等を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見を求めるいとまがないときは、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。 (第二十一条関係)

十五 厚生労働大臣及び農林水産大臣の連携



厚生労働大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行に当たっては、食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならないこととする  
こと。（第二十二条関係）

## 十六 罰則

法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して、許可なくと畜場を設置した場合等について、行為者を罰するほか、法人に対して一億円以下の罰金刑を科することその他必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うこと。（第二十四条から第二十七条まで関係）

## 十七 その他

「と畜」、「と殺」、「ごん虫」等の用語を改めるほか、所要の規定の整備を行うこと。

## 第三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正（第七条及び第八条による改正関係）

### 一 目的の改正

この法律の目的を、食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつ

て国民の健康の保護を図ることに改めること。(第一条関係)

二 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の責務

国、都道府県等は、家きんの生産の実態及び食鳥の疾病の発生の状況を踏まえ、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するための必要な措置を講じなければならないこととする。(第一条の

二関係)

三 食鳥処理衛生管理者

1 食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、食鳥処理場の構造設備を管理し、その他必要な注意をするとともに、食鳥処理業者に対し必要な意見を述べなければならないこととする。(第十二条第二項及び第三項関係)

2 食鳥処理業者は、1による食鳥処理衛生管理者の意見を尊重しなければならないこととする。

(第十二条第四項関係)

3 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設及び講習会について、厚生労働大臣による指定制度を登録制度

に改めること。(第十二条第七項関係)

#### 四 食鳥検査の検査対象疾病等

食鳥検査は、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病、届出伝染病その他厚生労働省令で定める疾病並びに潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常の有無について行うこととする。(第十五条第四項関係)

#### 五 都道府県等食品衛生監視指導計画に基づく検査及び指導

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、都道府県知事等が指定する者に食鳥検査の事務等を行わせなければならないこととする。(第三十九条第二項関係)

#### 六 厚生労働大臣の調査の要請等

厚生労働大臣は、第一の十七の要請を行った場合その他食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、期限を定めて、食鳥検査、報告徴収の実施等を求めることができることとする。(第四十条関係)

#### 七 国民の意見の聴取

厚生労働大臣は、食鳥検査の対象疾病等を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見を求めるいとまがないときは、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。 (第四十条の二関係)

#### 八 厚生労働大臣及び農林水産大臣の連携

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行に当たっては、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならないこととする。 (第四十条の三関係)

#### 九 罰則

法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して、許可なく食鳥処理場を設置した場合等について、行為者を罰するほか、法人に対して一億円以下の罰金刑を科することその他必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うこと。 (第四十五条から第五十条まで関係)

#### 十 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第四 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の一部改正（第九条及び第十条関係）

一 厚生労働大臣は、既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物について、人の健康を損なうおそれがあると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該添加物の名称を既存添加物名簿から削除できることとする。 （附則第二条の二関係）

二 厚生労働大臣は、既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物について、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列の状況からみて、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認めるときは、当該添加物の名称を記載した表を公示し、六月間の訂正の申出期間を経た後に、当該表に記載されている添加物を既存添加物名簿から削除できることとする。 （附則第二条の三関係）

三 一又は二により、既存添加物名簿からその名称が削除された添加物については、食品衛生法第十条の規定を適用することとする。 （附則第三条関係）

四 一による削除を行うおとすときの国民の意見の聴取について定めることその他所要の規定の整備を

行うこと。

第五 施行期日等（附則関係）

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行するものとする。 （附則第

一条関係）

1 第二の八 公布の日

2 第一の五、七、十二、十三及び十四の四、第二の四及び十並びに第三の三の三及び四 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

3 第一の九の二及び十の二、第二の十一及び十二並びに第三の五 平成十六年四月一日

4 第一の六 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第二条から附則第三十五条まで関係）